

平成28年度 事業計画

(平成28年10月1日～平成29年3月31日)

一般財団法人 日本鯨類研究所

事業の基本方針

海洋生物資源は、その再生産力を利用することにより、持続的に利用することができる資源である。当研究所はこれまでと同様に、政府の許可の下で行う鯨類捕獲調査を事業の柱とし、それによって得られる資試料を用いて研究を実施し、鯨類資源の持続的利用のための科学的ベースを提供する。さらに鯨類その他の海産哺乳類の利用・管理に関する国際的動向についての情報収集とその分析を行って、鯨類を中心とした海洋生物資源の持続的利用に関する啓発普及活動をより一層推進していく。

平成28年度においては、実施事業及び当所独自の事業として以下の事業を行う。

実施事業

1. 鯨類捕獲調査改革推進事業（助成事業）
2. 平成28年度鯨類捕獲調査円滑化等対策事業（補助事業）
3. 平成28年度鯨類資源等持続的利用国際推進事業（補助事業）
4. 平成28年度鯨資源調査等対策委託事業のうち鯨資源調査事業（委託事業）
5. 平成28年度鯨資源調査等対策委託事業のうちDNA検査事業（委託事業）
6. 平成28年度日本沿岸域鯨類調査事業（委託事業）
7. DNA検査事業登録事業

その他

8. 賛助会

詳細は以下の通り。

1. 鯨類捕獲調査改革推進事業（助成事業）

当研究所の主幹事業である南極海及び北西太平洋における鯨類捕獲調査事業は、平成24年11月より安定的な実施と将来に向けた財務体質の改善を目指し、水産業体質強化総合対策事業の一環として特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構から助成を受けた鯨類捕獲調査改革推進事業（KKP）として実施している。本事業は、改革プロジェクト運営事業と鯨類捕獲調査収益性向上の実証事業から成っており、今年度が3年目の最終

年度となる。本年度は、国際司法裁判所（I C J）の判決を受けて実施した南極海における鯨類目視調査、22次北西太平洋鯨類捕獲調査、そして新たに計画された1次新南極海鯨類科学調査が対象となる。

(1) 南極海鯨類目視調査

南極海の鯨類捕獲調査は、①鯨類を中心とする南極海生態系のモニタリング②鯨類間競争モデルと将来の管理目的の設定③系群構造の時空間的変動の解明及びクロミンククジラ資源の管理方式の改善を主目的として実施してきたが、平成26年3月のI C J判決を受け、我が国がその年の南極海において捕獲調査を実施しないことを決定したため、クロミンククジラなどの鯨類の資源量の推定に必要な目視データを収集することを主目的として、目視調査及びバイオプシー試料採集、自然標識の記録（写真撮影）等の非致命的調査のみを実施し、鯨類の資源管理に有用な情報収集を行う。調査は、国際捕鯨委員会（IWC）の管理海区の一つの第I V区で、南緯60度以南、東経70度から130度の海域において実施する。この調査で得られたデータサンプルは、帰港後に関係諸機関と緊密に連携して分析及び研究を行い、得られた成果は国際捕鯨委員会（以下、IWC/S C）や学会、及び専門学術雑誌等に報告する。

(2) 22次北西太平洋鯨類捕獲調査

北西太平洋における水産資源の複数種一括管理の実現を図るため、その手法を策定する一環として、①鯨類の摂餌生態の解明、②環境汚染のモニタリング及び③北西太平洋における鯨類の系群構造の解明を主目的とした本格調査を継続して実施する。I C Jによる第二期南極海鯨類捕獲調査（J A R P A II）の判決を受け、北西太平洋の調査（沿岸調査及び沖合調査）についても、調査目的を限定して実施することとなったことに伴い、昨年同様、捕獲対象鯨および標本数を変更して実施し、加えて非致命的調査の調査を充実させて、実行可能性に関する検証を行う。この調査で得られたデータサンプルは、帰港後に関係諸機関と緊密に連携して分析及び研究を行い、得られた成果はIWC/S Cや学会、及び専門学術雑誌等に報告する。

(3) 1次新南極海鯨類科学調査

平成26年3月のI C J判決を踏まえて策定され、IWC/S Cによるレビューを経て最終化された新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）の第一回目の調査となる。本調査は①改訂管理方式を適用したクロミンククジラの捕獲枠算出の為の生物学的及び生態学的情報の高精度化②生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造及び動態の研究を主目的としている。調査は、（1）の南極海鯨類目視調査で未調査海域となっていた南極海第IV区の一部における目視調査と第V区、南緯60度以南、東経115度から西経170度に囲まれたロス海を含む海域で12月から3月にかけて実施する。この調査で得られたデータや標本は、帰港後に関係諸機関と緊密に連携して分析及び研究を行い、得られた成果はIWC/S Cや学会、及び専門学術雑誌等に報告する。

2. 平成28年度鯨類捕獲調査等円滑化対策事業（補助事業）

本事業は、商業捕鯨再開に必要とされる科学的情報を収集するため、南極海及び北西太平洋において鯨類捕獲調査を実施するにあたり、安全かつ確実な調査が遂行できるよう、想定される妨害行為に対応した妨害予防対策等を実施するとともに、I C Jの判決に対応するため、非致命的調査の実行可能性の検証に必要な調査船の運行や必要な資機材の調達、南極海における鯨類の餌生物資源の生態系に関する調査の実施、国内外の研究機関との連携強化及び鯨関連文化等に関する出版物の作成や広報活動を行う。

3. 平成28年度鯨類資源等持続的利用国際推進事業（補助事業）

本事業は、我が国の実施する鯨類捕獲調査に関し、特に南極海における新たな鯨類科学調査計画を含む鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、持続的利用の支持国を広げるとともに、国際交渉の場において支持国との連携を強化することを目的とし、国内外の関係者及び専門家等が参加する会合の開催や、諸外国への専門家の派遣等を行う。

4. 平成28年度鯨資源調査等対策委託事業のうち鯨資源調査事業（委託事業）

本事業は、鯨資源の分布量及び系統群や回遊行動などの生態学的情報を収集するため、北西太平洋にて3隻の調査船を使用し7月から9月までの期間に目視調査を実施する。また、次年度以降の目視調査の計画立案に関する関係国及びIWC事務局との会議の開催について、準備及び運営を行う。この調査により得られた試料やデータは、専門家チームにより分析及び研究が行われる。

5. 平成28年度鯨資源調査等対策委託事業のうちDNA検査事業（委託事業）

本事業は、流通段階にある鯨類製品を350サンプル購入して、そのDNAの分析（種及び個体識別）を行い、過去の捕獲・混獲時に個体識別のため事前登録されたDNA情報と照合し、当該検査結果を取りまとめ、水産庁長官に提出する。本年度は、9月から11月までの期間に調査を実施する。

6. 平成28年度日本沿岸域鯨類調査事業（委託事業）

本事業は、沿岸域鯨類調査の実施主体である一般社団法人地域捕鯨推進協会から委託を受け、春期の三陸沖調査及び秋期の釧路沖調査において、生物調査、目視調査、環境調査の実施・支援、並びに収集された情報の調査・研究と成果の取り纏めを行う。

7. DNA検査事業登録事業

本事業は、定置網でひげ鯨等の混獲があった場合、報告者より持ち込まれたサンプルを分析し、登録の上報告者へ分析結果の連絡を行う。この他依頼のあったサンプルについても同様のDNA検査を行い、依頼者に分析結果の連絡を行う。

8. 賛助会

当研究所の目的と活動に賛同を得た法人及び個人からの会費から成り、年4回発行される機関誌（鯨研通信）等を賛助会員へ発送する。会員拡大に向けて、入会特典を製作、PRに努める。